

2026年1月1日

利益相反管理方針

1. 基本方針

当社は自動車販売修理業及び保険代理店業としてのサービスを提供するにあたり、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

2. 利益相反のおそれがある取引とは

本方針における「利益相反のおそれがある取引」とは以下のようにお客様の利益が損なわれるおそれのある行為を含む取引をいいます。

- ① 代理店自身の利益や保険会社の意向を優先して商品を推奨すること
- ② 必要性の低い保険を勧誘すること
- ③ 他の金融商品や取引関係において、お客様の利益を不当に害する行為
- ④ 契約更新・切り替えに際し、不当な動機によって商品を変更させること
- ⑤ 自動車販売修理業において当社の利益を得るために保険会社に対して過剰な修理費用を請求する等によって、お客様の利益を不当に害する行為

3. 利益相反のおそれがある対象取引の管理方法、及び管理体制

利益相反のおそれがある対象取引に該当すると判断する場合は以下の措置を講じます。

- ① 対象取引の中止、情報の遮断
- ② 対象取引について、取引内容、条件、方法等の変更
- ③ お客様への情報開示と同意取得
- ④ その他、利益相反状態を解消するための措置

当社は、利益相反管理統括者を定め、業務担当所轄等から独立した立場で適宜適切な確認・検証を行ってまいります。